

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成20年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、健全化判断比率は次のとおりである。

- ① 実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、算定されない。
- ② 連結実質赤字比率については、連結実質収支が黒字であり、算定されない。
- ③ 実質公債費比率は、11.3%となっており、早期健全化基準の25%を下回っている。
- ④ 将来負担比率は、245.2%となっており、早期健全化基準の400%を下回っている。

健全化判断比率	算定比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	8.75%
③実質公債費比率	11.3%	25%
④将来負担比率	245.2%	400%

（注） ①実質赤字比率及び ②連結実質赤字比率の算定比率欄中「—」は、実質赤字額がない場合である。